

就活用基準日一覧

年次有給休暇	6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月	以降
	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日	20日

※付与日から2年間有効

	基準日数	補足
介護休暇	5日/年・家族	対象家族が2人以上の場合は最大10日/年
介護休業	93日/家族(分割3回まで)	
産前休業	出産予定日の6週間前から	双子以上の場合は14週前から
産後休業	出産の翌日から8週間	希望があれば6週間後から勤務可能
育児休業	最大2歳まで	保育所の利用申し込みなど条件あり
子の看護休暇	5日/年・子	小学校就学前の子。2人以上の場合は最大10日/年
育児時短勤務	6時間以内勤務/3歳未満の子	【努力義務】小学校就学前までを対象とする

例	有給が初年度12日付与	➡	基準より2日多い
	有給最大24日/年	➡	基準より4日多い
	有給を入社日に10日付与	➡	基準日より6ヶ月早い
	介護休業1年	➡	93日よりめちゃくちゃ長い
	育児休業3歳まで	➡	基準より1年長い
	育児時短勤務小学校修了まで	➡	基準より9年も長い
	育児時短勤務5時間でOK	➡	基準より1時間さらに短い

注意	有給最大40日！は繰越し込みなので「見せ方せこいな～」と思ってOKです。
	時短は1年以上就業など細かい条件は厚生労働省HPをご覧ください。